

平成27年12月21日

米子市議会議長 渡辺穰爾様

米子市議会議員 岩崎康朗



処 分 要 求 書

平成27年12月21日の会議において、次のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により処分を要求します。

記

1 侮辱を与えた者の氏名

土 光 均

2 侮辱を受けた事実または事情

本日、本会議において、陳情第37号の討論の中で、我々議員は常に市民からの負託の下、日々、真摯に市民の声を市政に届けているにもかかわらず、「議会は市民に対して見えていない」旨の発言があった。

また、5月1日の日本海新聞における投書を引用し、賛同の意を示し討論を行った。

第三者の意見として紹介しているが、討論とは、賛否に向けて他の議員の賛同を得るべく自己の意見を表明するものであるから、第三者の意見との言い訳は通用せず、土光議員自らの発言と捉えるべきである。

具体的には、「通り一遍の執行部追認の質疑、そして附帯決議によって多くの市議が賛同してしまうような学芸会議会」、「議会は市長の応援団」との発言を行った。

これらの発言は、私を侮辱するものであり、ひいては全議員を侮辱するものである。

3 処分を要求する懲罰の種類

陳 謝